

令和 5 年度

第 3 回 千葉市環境影響評価審査会

議 事 録

令和 5 年 8 月 2 5 日（金）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和５年度第３回千葉市環境影響評価審査会次第

令和５年８月２５日（金）
午後１時００分～１時４４分
千葉市総合保健医療センター
５階会議室

１ 開 会

２ 議 題

（１）千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書について（審議）

（２）千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書について（答申）

３ 閉 会

配付資料

- | | |
|--------|--|
| 資料 １ | 千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書及び要約書（第１・２回会議資料） |
| 資料 １－２ | 対象事業の修正について（第２回会議資料） |
| 資料 １－３ | 第２回審査会における要確認事項について |
| 資料 ２ | 千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書について（答申案） |

午後 1 時 0 0 分 開会

【奥村環境保全課長補佐】 定刻となりましたので、ただいまから令和 5 年度第 3 回千葉県環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の奥村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、本日の審査会の成立についてご報告いたします。

千葉県環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定により、この審査会の開催につきましては、委員の半数以上の出席が必要でございます。委員総数 18 名のところ、本日は 14 名の方にご出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、諏訪園委員、羽染委員からは、欠席のご連絡をいただいております。

次に、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。

次第、席次表、続きまして、本日ご持参をお願いしておりました資料 1-1「千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書」及び同方法書の要約書、資料 1-2「対象事業の修正について」、こちらは第 2 回審査会の資料と同じ資料となっています。資料 1-3「第 2 回審査会における要確認事項について」、なお資料 2 につきましては、議題 2 に移り次第、皆様に配付いたします。

以上となりますが、不足等ありますでしょうか。会議の途中でお気づきになられた場合は、事務局にお申し出ください。

続いて、会議・議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉県情報公開条例の規定により公開となっております。また、議事録も委員の皆様のご承認をいただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

傍聴者の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領に記載されている事項を遵守くださいますよう、お願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

ここからの議事の進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 それでは、早速ですけれども、議題 1「千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書について（審議）」です。

第 2 回審査会における委員からの要確認事項について、事業者から説明をお願いいたします。事業者の方、よろしくお願いいたします。

【事業者（国際航業（株））】 国際航業と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 1-3「第 2 回審査会における要確認事項について」、ホチキス留めの資料をご確認ください。

まず 1 点目といたしまして、騒音について、「土地利用計画図のような大きな地図の中に、騒音の調査・予測地点を示してほしい」ということで、こちらにつきまして

は、1枚めくっていただいて、別紙 1①、A4 横になりますが、こちらをご覧ください。こちらの中で、赤丸で示している 4 地点が環境騒音の調査地点となります。基本的な設定といたしましては、北東、南東、北西、南西の直近の住居等の保全位置に近い敷地境界に設定しております。

また、道路交通騒音の調査地点といたしましては、緑の三角のところ、若干色が見づらいですが、下のほうにオレンジの横棒が入っているところと重なっている地点 2 か所でございます。

予測地域の考え方については、以下のとおりということで、まず、建設機械の稼働、施設の稼働につきましては、対象事業実施区域周辺約 200m の範囲について 10m メッシュで面的な予測を行います。また、敷地境界の最大値、各現地調査地点、こちらの図でいうと、現地調査地点の赤丸の近くに白抜きの赤丸が書いてあるものが直近の民家で、そこについての予測を行います。また、実施区域内の除外地にも民家がございますので、そちらの最大地点も含む予測結果をお示しします。

工事用車両の走行、関係車両の走行につきましては、予測地点のある断面について、道路端から 100m の範囲について高さ方向（1 階、2 階高さ相当を基本として、沿道状況を踏まえて設定）も含めて断面予測を行います。また、新設進入路付近に 2 断面、図に戻っていただいて図の左上のほう、ちょうど進入道路の北側と南側に 1 断面切っていますが、その民家について予測を行うという形を考えております。

その 2 か所の断面については、南側につきましては、進入道路と県道 131 号線に挟まれる位置となりますので、両方からの影響を加味します。それ以外に、図でいうと下のほう、先ほどご説明さしあげた道路交通騒音の調査地点の 2 か所につきましても、同様に予測断面を切って予測を行う形で考えております。

続きまして、②に行きまして、「どの騒音源を対象に予測しようとしているのか」ということで、こちらも平たく言うと影響要因のとおりでありますが、建設機械の稼働につきましては建設機械、工事用車両の走行につきましては工事関係車両、施設の稼働につきましては、既存資料や類似の事例を基に施設の原単位を設定して予測を行います。また、構内の車両走行も相当な台数が見込まれますので、本来の走行経路から音源を設定して予測を行います。関係車両の走行につきましては、通勤車両も含む関連車両について予測を行います。

続きまして、③「建設工事に伴う騒音の予測は、建設工事騒音の予測式を使って工事自体からの騒音を予測する必要がある」ということで、こちらは前回の審査会でご指摘いただいた部分でございます。

こちらにつきましては、ご指摘のとおりで、「ASJ CN-Model 2007」を用います。実は、方法書に記載している道路環境影響評価の技術手法に基づいた予測式というもの、こちらのマニュアルにも「ASJ CN-Model 2007」が示されていますので、基本、方法書のとおりでということになります。ただ、前回の審査会における委員のご指摘の中で、工種別をイメージされていた、要はユニットごとに面的に音源を分割して配置して予測を行うことをイメージされていたと思うのですが、今回につきましては

は大気とか振動もございますので、より具体的な工事計画を設定して、機械別の予測を行うことを考えております。

また、「ASJ CN-Model 2007」における伝搬計算自体は、半自由空間における点音源の距離減衰式ですので、一般的な予測手法となりますが、回析減衰に関する補正量については、仮囲い等を設置する場合については、「ASJ CN-Model 2007」に示されている予測式を利用します。

★印で書いているところです。工種（ユニット）別でやるべきだというご指摘であれば、そのように対応します。ただ、千葉市の条例の直近の事例、「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価書」、令和 2 年 6 月に出ておりますが、こちらの予測を見ると、単純に建設機械を配置して、点音源の伝搬理論式、回析減衰は CN-Model ではなく、昔からの回析減衰式である前川チャートを用いておりました。

続きまして、大気質になります。まず、「工事の最盛期とは何を指すか。どのようにして最盛期の状態を把握するのか」につきましては、2 枚めくっていただいて、別紙 2①をご覧ください。こちらの表にお示しするとおり、実際、どの工事でどんな重機が使われるかとか、月別の山積み表を作成します。それを基に、別紙 2②にお示したように、例えば大気という月別の窒素酸化物とか浮遊粒子状物質の排出量を山積みして、それが最大となる 1 年間を予測対象時期とする形にします。

また、騒音、振動につきましては、同様の形で当該月の建設機械の騒音レベル、原単位を全てエネルギー合成して、それが最大となる月を予測対象時期といたします。

1 枚めくって 2 ページ目に行っていただきたいのですが、今、申し上げたとおり、詳細な工事計画を基にピークの最大値を設定していますので、現時点では、工事計画が未定のため、いつになるとは記載はできません。

続きまして、⑤「バックグラウンド濃度の設定と気象観測データの利用方法は」ということで、バックグラウンド濃度につきましては、一般環境大気調査地点、①の地点で、現地踏査で行っていただいているところです。その現地調査結果の 4 季分の期間平均値を用いることといたします。

また、気象の観測データにつきましては、既存資料のデータ、風向・風速でいうと土気測定局、日射量・雲量でいうと若干遠くなるのですが東京管区気象台を用いますが、現地調査との相関性を確認して、必要に応じて補正を行います。また、最近、異常気象が多いということで、最新のデータが異常年でないかを過去 10 年間のデータを用いて異常年検定で確認して、仮に最新の 1 年間が異常年であった場合は、その前の年のデータで異常年検定を行って、問題がないようであればそのデータを使うことを考えております。

その次の悪臭につきましては、「悪臭に関する評価で臭気指数が 15 と比較するとあるが、その根拠は何か」というご指摘を受けました。こちらにつきましては、完全に当方の記載ミスでございまして、現状は市街化調整区域となり、敷地境界の規制基準は 16 となります。ただし、今回の場合は、将来の土地利用計画を勘案して、工業系になりますので、市街化調整区域よりも厳しい B 地域の基準 14 を評価の指標値と

いたします。

以上でございます。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

ただいまの事業者の説明に対しまして、委員の皆様より質問等があればお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【矢野委員】 ちょっと確認ですが、先ほどお示しいただいた写真の新設道路のすぐ下に建物が見えるのですが、これは居住実態はないのでしょうか。新設道路を入れて元の道路へ出る手前の南側といいますか、この図でいう下側。

【事業者（国際航業（株））】 今、オレンジの線を引っ張っているところのさらに道路を挟んで南側ですか。

【矢野委員】 それよりもっと下に広い白い建物が。建物なのか作業場なのかこの写真ではよく分かりませんが。

【事業者（国際航業（株））】 住居としては、ここにはないです。

【矢野委員】 分かりました。結構です。

それから、CN-Model を使っていただくところで、ユニットではなくて個々の建設機械が特定できるということであれば、そちらのほうで細かく正確に出るはずですので、ここに示されたようにやっていただければと思います。

【事業者（国際航業（株））】 承知しました。ありがとうございます。

【矢野委員】 以上です。

【岡本会長】 ほかの先生方、いかがでしょうか。では、森川先生。

【森川委員】 建設機械の稼働による大気汚染の予測のところ、排出量が積み上げてあって、これを使いますということについてです。ここの12か月分のところを使いますよということで、40か月目から51か月目をお示ししてあるのですが、これをならして使うということですか。

【事業者（国際航業（株））】 そうです。

【森川委員】 平均を取ってしまうということでしょうか。

【事業者（国際航業（株））】 どの季節になるのかという話もございますし、排出量としては全体の排出量の中で年平均値をまず計算して、それを日平均値の98%値といった形で整理します。安全側でやるとしたら、ピーク時が1年間続くというやり方もあるのですが、例えば、今回お示ししたような例ですと、1年間の中でも倍も違う時期とかもございますので、まず年平均値を出すに当たってはそういった形かなと思います。

【森川委員】 ただ、これはまだ計画で、いつの季節になるか分からないですし、安全側を見るのであれば、ピークは高いですけども、ここで1年取ったほうがいいのかと思ひまして。

【事業者（国際航業（株））】 他事例を踏まえて、千葉市さんでそのような形でやられているようであれば、そういった形でやりますが、建設機械は煙源も低くて結構高い値が出がちなもので、あまり安全側、安全側とやると本当の予測結果とかけ離れてし

もう可能性もなきにしもあらずという気もしなくもないですが、そこら辺は工事計画が出た段階で、それを踏まえてそういった形で設定できるかというのを考慮した上でお示ししたいと思います。

【森川委員】 冬なのか夏なのかでいろいろ変わることがあると思うし、風向きも大分変わりますので、確認いただければと思います。

【事業者（国際航業（株））】 承知しました。ありがとうございます。

【岡本会長】 ほかの先生方、いかがでしょうか。

【北原副会長】 景観についてですが、第 1 回目のときにこの地区の谷津田景観は非常に重要なものなので、地区内の調査をしていただきたいということで、それに対して今後検討するという回答をいただいて、2 回目のとき、それに対して何ら修正が行われていないのはどうしてですかという質問をしたら、調査地点がまだ確定していないのというお話でした。それに対して、調査地点が確定していなくても、地区内で調査をするということを明示しておいていただきたいというお願いをしました。今回、それについて要確認事項のところでは何ら触れられていません。これはどういうことですか。

【事業者（国際航業（株））】 事務局のほうから審査会の要確認事項ということで、今回事前にいただいた資料の中に景観についてのお話がなかったものですから、今回の資料には入れていません。

この審査会の中ではお答えしていると思うのですが、谷津田の利用状況とか、将来的にその対象となるような場所とか、そこら辺の状況も踏まえて調査を行って、地区内の直近から見た景観がどうなるかという変化はしっかり押さえるように考えております。

【北原副会長】 そうしていただけると思うのですが、口頭で回答いただいて議事録には確かに残りますけれども、例えば方法書といったものの中には明示されないということであれば、本当に担保されているのかどうかはこちらとしては判断ができませんので、そこはきちんと明記していただきたいと改めてお願いします。今おっしゃられているようなことがはっきり文字として出てくるのはどの段階なのでしょうか。

【事業者（国際航業（株））】 手続上ですと、どの段階でお示しすればよいのか。本当はこの審査会の中でお示しできればよかったのですが、今後、市長意見が出るという中で、それを踏まえて準備書をつくっていく形になりますので、それをお示しする段階は、千葉市の事務局さんにお伺いしたいのですが。

【岡本会長】 それでは、事務局より今のコメントの扱いについて回答をお願いします。

【木下環境保全課長】 今、委員のほうからご指摘いただいた追記の部分ですが、資料 1-3 のほうに追記をしていただきご提示するという形ではいかがでしょうか。

【事業者（国際航業（株））】 承知しました。それは今回の第 3 回の資料として後付けで追加ということではよろしかったですか。

【木下環境保全課長】 はい、そういうことです。

【事業者（国際航業（株））】 承知しました。それでは、その形で図面を作成して追加させていただきたいと思います。

【岡本会長】 先生、それでよろしいでしょうか。

【北原副会長】 （うなづく）

【岡本会長】 ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。ほかにご意見お持ちの方。お願いします。

【安立委員】 生態系の安立です。1つ質問があります。前回、私は欠席させていただいたので把握できていないのですが、新しく道路ができるということで、別紙 1①の左上のほうに道路の部分が拡張されています。こちらは鹿島川の横を通るようなルートで、一度それをまたぐ感じになると思うのですが、その部分については鹿島川をまたぐように道路ができるのか。どういうことなのかをご説明いただいてよろしいでしょうか。本編とはちょっと異なるかもしれませんが、お願いします。

【事業者（都市計画センター）】 都市計画センターと申します。

今のご質問ですが、鹿島川を渡る部分につきましては、いくつか方法はあるのですが、構造物、いわゆるコンクリートのボックスカルバートという製品を現場に設置いたしまして、鹿島川の流れは今までどおり確保していくという形での構造を考えているところでございます。

【安立委員】 分かりました。ありがとうございます。

【岡本会長】 ほかの先生方、いかがでしょうか。委員の先生方より質問がなければ、質疑はこれで終了となります。よろしいでしょうか。

それでは、事業者の皆様方はここで退室をしていただいて結構です。どうもありがとうございました。

（事業者退室）

【岡本会長】 それでは、議題 2「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書について（答申）」です。

これまでの審議を踏まえ、事務局と相談し、委員の皆様にご確認いただいた上で、答申案を作成いたしましたので、事務局におかれましては、この資料の配付をお願いします。

（答申案配付）

【岡本会長】 事務局より資料の説明をお願いいたします。

【木下環境保全課長】 それでは、ただいま配付いたしました資料 2「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書について（答申案）」について、ご説明いたします。答申案は、序文、総論、各論で構成しております。一部を読み上げさせていただきます。

千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見。

序文。

本事業は、美樹観光株式会社が、緑区下大和田町等において、面積が約 76.3ha の

宅地開発事業を行うものである。

事業計画地は、森林が多く存在し、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」並びに一般社団法人関東地域づくり協会及び公益財団法人日本生態系協会の「関東・水と緑のネットワーク拠点」に選定された下大和田谷津（下大和田（猿橋）地区）が含まれている。

千葉市は、ふるさとの原風景であり多様な生態系を有する「谷津田の自然」を保全するため、「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」等により保全地区として指定し、土地所有者・市民団体・市の三者が連携・協力する保全協定の締結を行うなど、保全対策を推進している。そうした中で、下大和田谷津は、山林と農地が一体となった昔ながらの谷津田の自然が維持されてきたことから、多種多様な動植物が生息する貴重な場所であり、ボランティア団体による保全活動を通じた市民と自然とのふれあい活動の場としても活用されており、本年 3 月には、千葉市レッドリストにおいて消息不明・絶滅生物に位置付けられているアカギツネが確認されている。

また、本年 3 月に生物多様性国家戦略の策定等が行われるなど、国内外において生物多様性保全に関する動きが加速している。

さらに、本事業は、事業計画地の内部及び周辺に住宅が存在しており、住民の生活環境の保全については万全を期す必要がある。

事業計画地は上記のような位置付けにあることから、事業者が本事業を実施するに当たっては、地域住民等の関係者に対して丁寧かつ十分な説明を行い、地域住民等の良好な生活環境への影響を極力回避し、又は低減するとともに、谷津田の区域を保全する観点を踏まえ、事業計画の見直しを含めた慎重な検討が必要であると考ええる。

事業者は、このことを踏まえ、以下の点について十分に検討を行うこと。

総論。

1、事業計画の見直し及び具体化について。

方法書及び令和 5 年 7 月 18 日付で千葉市に提出された対象事業修正届出書による修正後の内容に基づく事業計画については、以下に例示する今後の環境影響評価の実施に当たっての前提条件が明確ではないために、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法が適切であるかどうかを確認できない部分がある。また、事業計画地には、千葉市が保全を進めている谷津田の区域が含まれている。このことから、事業計画について、谷津田の区域を保全する観点も踏まえて十分に検討し、見直しを行うとともに、具体化した上で、その内容に応じた環境影響評価を適切に実施すること。

(1) 汚水排水については公共下水道へ放流する計画となっているが、現在、事業計画地周辺に公共下水道が整備されておらず、事業に伴う排水が公共下水道で受入可能であるかが具体的に示されていない。

(2) 上水（給水）については地下水を使用しない計画となっているが、事業に伴う必要水量が上水で供給可能であるかどうか具体的に示されていない。

(3) 事業計画地に立地する企業の具体的な業種等が未定である。

(4) 具体的な造成計画等が示されていない。

2、谷津田について。

事業計画地は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」並びに一般社団法人関東地域づくり協会及び公益財団法人日本生態系協会の「関東・水と緑のネットワーク拠点」に選定されている。また、当該計画地には、ふるさとの原風景であり、多様な生態系を有する下大和田谷津が存在し、市民と自然とのふれあい活動の場としても活用されている谷津田の保全区域や千葉市が谷津田の保全協定の締結を進める区域が含まれている。

事業の実施により、森林のもつ水源涵養機能を含めた様々な公益的機能の消失に伴う影響のほか、谷津田全体としての水の流れや植物、動物、生態系及びふれあい活動の場への影響が生じることに鑑み、事業計画地内外の森林や谷津田全体への影響について配慮すること。特に、「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」により保全を進めている谷津田の保全区域については事業計画地から除外するとともに、谷津田の保全協定の締結を進める区域についても十分に配慮すること。

3、環境影響評価項目の選定について。

環境影響評価項目として選定されていない環境要素（例：大気質、水象、景観等の一部）についても、事業特性や地域特性に照らし、必要に応じ、評価項目として選定すること。

4、立地企業について。

上記 1 (3) で述べたとおり、事業計画地に立地する企業の具体的な業種等が未定であることから、環境影響評価の実施に当たっては、具体的な業種や施設の種類等の諸条件を適切に設定した上で、環境への影響に係る予測結果が過少なものとならないようにすること。

また、立地企業の選定に当たっては、事業計画地の内部及び周辺に住宅が存在し、住民の生活環境の保全を図る必要があることも踏まえ、業種等の選定手法や担保手法（立地企業が撤退した後の再立地企業の業種等に係る手法を含む。）、個別の立地企業の事業活動に伴う環境への負荷を低減するために当該企業がとるべき具体的な環境保全対策を事前に確認するための手法等について明らかにすること。

5、地域住民等への説明及び周知について。

事業の実施に対する懸念や不安を表明する意見が多数寄せられたこと、事業計画地の内部及び周辺に住宅が存在しており住民の生活環境の特段の保全を図る視点が必要であることから、地域住民や周辺住民、環境の保全を行う団体等の幅広い関係者に対し、丁寧な説明を行うこと。

6、関係法令等の確認について。

事業の実施に当たり、関係法令等の制約等を確認すること。特に、関係法令等に対応するために事業計画の修正等が必要となり、調査、予測及び評価の方法に係る諸条件に変更が生じた場合は、環境影響評価の再実施が必要となることに留意すること。

7、環境影響評価準備書について。

準備書においては、方法書及び対象事業修正届出書による修正後の内容の記載事項にどのような検討を加えて修正、見直し等を行ったか、その過程を含めて記載するとともに、方法書に対する住民等の意見も踏まえ、必要に応じて図表を効果的に用いるなど、わかりやすい記述に努めること。また、方法書の記載事項についての補足や修正、最新情報の追加等を行うこと。

続きまして、各論。

1、共通事項（複数の環境要素に関係する事項）。

(1) 事業の実施に伴う各環境要素に係る影響を極力回避し、又は低減すること。

(2) 幅員が狭く、沿道に住宅が存在する下大和田町 17 号線の工事用車両の走行に伴う環境面及び安全面の影響に鑑み、当該道路を極力使用しない計画とすること。

(3) 各環境要素に係る工事、存在及び供用による影響の予測が過少なものとならないよう、立地企業の具体的な業種や施設の種類、建設機械及び車両の種類、規模及び台数等を適切に設定した上で、施設の規模や位置・高さ、排出量等の諸条件を適切に設定すること。

(4) 各環境要素に係る予測及び評価の方法における予測対象時期のうち「最大となる時期」、「工事の最盛期」、「供用時の進出企業の事業活動が定常状態となる時期」等について、当該時期等を、工事の種類、使用予定の機材及びその台数の見積り等の根拠とともに明らかにすること。

各論 2 以降につきましては、大気質、水質、生態系等の環境要素ごとにまとめておりますけれども、詳細は資料に記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【岡本会長】 説明ありがとうございます。

ただいま事務局より答申案についての説明がありました。委員の皆様には既にご確認をいただいておりますので、この形で答申としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岡本会長】 ありがとうございます。

それでは、この形での答申としたいと思います。よろしくお願いいたします。

(答申文読み上げ)

令和 5 年 8 月 25 日 千葉市長 神谷俊一様。

千葉市環境影響評価審査会 会長 岡本眞一。

千葉市緑区下大和田開発計画に係る環境影響評価方法書について（答申）。

令和 5 年 6 月 1 日付け 5 千環環保第 189 号にて諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

(岡本会長より川並環境保全部長に答申書手交)

【岡本会長】 それでは、事務局は答申書の写しの配付をお願いします。

(答申書の写し配付)

【岡本会長】 皆様、お手元に届きましたでしょうか。ほかに何かご意見等ございます

でしょうか。お願いします。

【川並環境保全部長】 ただいま岡本会長より答申をいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

会長、副会長、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、答申を取りまとめていただき、本当にありがとうございました。本日いただきました答申を踏まえまして、より環境に配慮された事業計画となりますよう、事業者に対し、市長意見を発出していききたいと存じます。

今後とも、本市の環境行政の推進に当たりまして、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げて、御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【岡本会長】 それでは、本日の議題は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いします。

【奥村環境保全課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

事務局からは 2 点ご連絡がございます。

1 点目は、次回審査会の日程についてです。次回、第 4 回審査会は、千葉県環境影響評価条例に基づき新たな事業案件の方法書の審議を行います。10 月 5 日（木）に開催する予定となっております。

2 点目は、議事録の確認についてです。本日の議事録は事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただきまして、議事録として公表させていただきます。

事務局からの連絡は以上となります。

これをもちまして、令和 5 年度第 3 回千葉市環境影響評価審査会を終了いたします。長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

午後 1 時 4 4 分 閉会